

平成26年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成26年5月28日（水）

中央合同庁舎4号館共用220会議室

○犯罪被害者団体ネットワーク「愛称ハートバンド」代表 前田敏章氏あいさつ

御紹介いただきました前田です。

19年前に交通犯罪で長女を亡くしておりまして、15年前より北海道交通事故被害者の会の活動を行っております。「ハートバンド」には2005年発足の年、その数年前からかかわっております。2007年の全国大会実行委員長を引き受けました。2010年から代表ということで務めさせていただいております。本日はこのような貴重な機会を与えていただきまして、心より感謝いたしたいと思っております。

この後、運営委員の鴻巣さんから、市区町村における被害者支援について調査報告をしていただきますけれども、私のほうからは、犯罪被害者団体ネットワーク、愛称「ハートバンド」と呼んでいますけれども、これがいかなる団体で、どのような願いで活動しているか、このことについて紹介させていただき、挨拶にかえたいと思っております。

「ハートバンド」を構成するのは、今おっしゃっていただきましたけれども、北は北海道から南は九州・沖縄、全国18の被害者団体からなります。犯罪種別で言いますと、殺人等の団体が5団体、殺人・交通犯罪を含んだ団体が6団体でありまして、交通犯罪のみの団体が7団体、計18ですけれども、全国組織は5団体になります。数の上では交通犯罪の被害者が事例としては大変多いという状況になっております。

このように、種別、活動する地域がそれぞれなわけですので、私たちは、緩やかな連携ということを尊重して、情報交換、交流を行っております。その中で一致点について社会にしっかり訴えたいということで、実行委員会をつくって全国大会、これは活動の中心としております。

私たちが結集のきっかけになったのは、全国被害者支援ネットワークです。2003年の中央大会におきまして共同参画団体として当時14団体が初めて東京に集いました。背景にあったのが、被害者支援の広がり、それから、今、挨拶にもありましたけれども、その前に、2000年に全国犯罪被害者の会「あすの会」が発足しております。そのような被害者自身の運動の高まり、これがあったと思います。

何より大きな後押しになったのが、2004年の犯罪被害者等基本法です。被害に遭って暗い穴蔵に閉じ込められたような状況に置かれた、孤立無援という状況に置かれた私たちは、本当に希望の光として感じたのが犯罪被害者等基本法であったわけです。苦しい中、被害者同士が集まり、課題を検討し、訴える。その勇気を得たのが基本法だと思っております。

2005年に「ハートバンド」として正式発足しましたけれども、この年、私たちは「いの

ち・きぼう・未来」「基本法制定記念全国大会」、こういう横断幕を持って、都内をパレードしました。まさに権利主体としての第一歩を踏み出したというふうに思っています。

なお、「ハートバンド」のシンボルマークというのは、被害者の心、それから、これを支援する国民の心、この2つのハートを重ねたものがシンボルマークとなっております。

それから約10年です。本日の会議を主催されている内閣府の犯罪被害者等施策推進室など、関係省庁の御努力がありまして、緻密で具体的な基本計画、2次にわたってつくられました。私たちの権利回復、大きく進んだというふうに思っています。刑事裁判における被害者参加制度の実施、これはこの最たるものであります。私は昨日、その3年後の見直しを検討する法務省の意見交換会に被害者団体の代表として参加してきました。被害者は、刑事司法の場においては忘れられた存在であったわけです。それによりやく権利が認められたという事態なわけです。もちろんまだ課題は山積しておりますので、私もきのうは必死に発言をしてきたわけです。

基本計画に基づく事業の関係で申しますと、私は先週、北海道の2つの高校で北海道警察の事業であります「いのちの大切さを学ぶ教室」の講師を務めてきました。これは、今、道内では被害者4人が担当して、4年目になるのですけれども、1年間で、去年は60校の中学、高校で話をする機会を得ました。人数にすると1万8,000人に及びます。その中学生、高校生、若い世代に被害者の思いを伝えることができた。そのことは私たちに大変大きな励みになっているわけです。これは全国的に進められていますから、この事業を通して、警察行政との相互理解、これが非常に深まっているということも大きな意義があるというふうに日々感じております。

しかしながら、諸外国から20年、30年遅れた状態にあると言われたのが日本の被害者支援の施策です。まだ世間においては、犯罪被害者への誤解、偏見、これが根深いものがあります。そういうこともありまして、基本法が精神が全て順調に行き渡りつつあるかというと、そうでない側面もあるということ指摘せざるを得ません。

今私が言いました偏見というのは、被害に遭った者が、何か理由があったから被害に遭ったのではないか。そういう被害者に責任を求めるような風潮ですね。あと、もう一つは、被害者は感情的である、理性的でないという一面的な見方等があるかと思えます。

そういうこともありまして、自治体における被害者支援についても、大変進んで、大変手厚い施策が進んでいる所と、まだ制度等の徹底がされていない、そういうもどかしい自治体もあるということを私たちは実感しております。

皆さんに、このように実情を訴え、施策の改善を要請する私たち当事者の活動の困難性についてもお知りおき願いたいわけです。長年続けていた全国組織が数年前に活動を停止した、そんな例もあるわけです。私も北海道で実感しております。被害者団体が活動を継続することの難しさです。人的にも物的にも大変ぎりぎりの状態で活動している。そういう状況があります。

今、紹介を受けました「ハートバンド」も例に漏れないわけです。運営委員会を行う事

務所がないわけです。ジプシー生活をしておりまして、かろうじて連絡先を支援ネットワークに置いていただいております。本当に数人の方の献身的な力で運営しているという実態があります。個々の被害者もそうなわけですね。周りの方は、期待も込めて「元気になりましたか」というふうに聞かれることがありますけれども、私たちにとっては、もはや元の生活に戻ることはもうできないわけです。当たり前の喜びとか希望とかいうことは一切ない。何年たっても変わらないわけです。権利の回復はあっても、生活、人生の回復、これはないということを私も実感をしております。それが現実です。

その中で唯一支えになっているのは、犠牲を無駄にしたくない、無駄にしない、命が大切にされる社会をつくらなくてはならない、その思いだけなわけです。その思いだけで社会に必死に発信しているということを御理解願いたいと思います。

どうか、基本法から10年の年を迎えるに当たりまして、被害者支援の行政において、変わるべきであるのに変わっていない点はどこなのか、当事者の一つ一つの声을丁寧によく聞いていただきたい。被害者の悲嘆を知って共感すること自体が大変なことだというふうに理解しますけれども、人が人を傷つけることは、社会として決してあってはならないことである。犯罪被害を生まない社会づくりというのが本当に国民共通の切実な願いであるというふうに思います。

私は常々、被害者の視点が社会正義につながるということを強調しておりますけれども、全国の担当者がお集まりのこの場でもそのことを切にお願いをしまして、挨拶にかえたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。